

# 和歌山県市町村水産業振興対策協議会 規約

## (目的)

第1条 この協議会は、水産業（内水面漁業を除く）を有する市町村が、相互の連携と協調をはかりつつ、水産業の振興に関し現地の実態に即した、より実効ある諸対策の確立とその実施を推進し、もって水産業および地域社会の発展を期することを目的とする。

## (名称)

第2条 この協議会は、和歌山県市町村水産業振興対策協議会（以下「本協議会」という。）と称する。

## (会員)

第3条 本協議会の会員は、水産業を有する市町村とする。

## (事務局)

第4条 本協議会の事務局は、和歌山県市町村会内に置く。

## (事業)

第5条 本協議会は、その目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 政府、国会等に対する陳情、要望
- (2) 会員市町村間の連絡および情報の交換
- (3) 資料蒐集、調査研究および広報活動
- (4) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

(役員)

第6条 本協議会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	1名
監 事	2名

(選任)

第7条 役員は、総会において選任する。

(任期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。なお、任期満了後であっても後任者が決定するまでの間、引き続きその職務を行う。

2 前項の役員の全部または一部が欠けた場合において、補充選任される役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第9条 会長は、本協議会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

(会議)

第10条 本協議会の会議は、総会とする。

2 総会は、定期総会および臨時総会とし、定期総会は、毎年1回開催する。

( 運 営 )

第 1 條 会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 総会は、本協議会の予算、決算ならびにその他基本的事項を審議決定する。

( 経 費 )

第 12 條 本協議会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会費の負担額および徴収方法は、毎年度予算において定める。

3 本協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

( 職 員 )

第 13 條 事務局に事務局長およびその他の職員を置く。

2 事務局長は、会長の命を受けて事務局を統轄し、その他の職員は、事務に従事する。

( 雑 則 )

第 14 條 この規約に定めるものの他必要な事項は、別にこれを定める。

附 則

この規約は、平成 5 年 10 月 13 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 9 年 6 月 6 日から施行する。